

新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第二章 所得税法の特例</p> <p> 第二節 不動産所得及び事業所得</p> <p> 第一款 税額控除及び減価償却の特例</p> <p> <u>第十条の五の五</u> 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除</p> <p> <u>第十条の五の六</u> 事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除</p> <p>第10条の2から第15条まで((特別税額控除及び減価償却の特例))共通関係</p> <p>(特別償却等の適用を受けたものの意義)</p> <p>10の2～15共－1 減価償却資産又は繰延資産について措置法第10条の3第1項、第10条の4第1項、第10条の4の2第1項、第10条の5の3第1項、<u>第10条の5の5第1項、第10条の5の6第1項、第3項若しくは第5項</u>又は第11条から第15条までの規定による特別償却額又は割増償却額を必要経費に算入していない場合であっても、その年分の確定申告書にその特別償却額又は割増償却額の繰越しに関する記載、明細書の添付等があるときは、その減価償却資産又は繰延資産についてこれらの規定の適用を受けたものに該当することに留意する。</p> <p>(償却不足額の繰越しをする場合の償却限度額の計算)</p> <p>10の2～15共－2 措置法第10条の3第1項、第10条の4第1項、第10条の4の2第1項、第10条の5の3第1項、<u>第10条の5の5第1項、第10条の5の6第1項、第3項若しくは第5項</u>又は第11条から第15条までの規定による特別償却額又は割増償却額の償却不足額の繰越しをする減価償却資産又は繰延資産につき、そのよるべき償却の方法として旧定率法、定率法又は取替法を採用している場合の償却不足額を生じた年の翌年分の当該減価償却資産又は繰延資産の償却限度額の計算の基礎となる普通償却額は、その償却不足額が既に償却されたものとみなして旧定率法、定率法又は取替法により計算した場合の当該翌年分の普通償却額とする。</p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第二章 所得税法の特例</p> <p> 第二節 不動産所得及び事業所得</p> <p> 第一款 税額控除及び減価償却の特例</p> <p> <u>第十条の五の四の二</u> 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除</p> <p>第10条の2から第15条まで((特別税額控除及び減価償却の特例))共通関係</p> <p>(特別償却等の適用を受けたものの意義)</p> <p>10の2～15共－1 減価償却資産について措置法第10条の3第1項、第10条の4第1項、第10条の4の2第1項、第10条の5の3第1項、<u>第10条の5の4の2第1項</u>又は第11条から第15条までの規定による特別償却額又は割増償却額を必要経費に算入していない場合であっても、その年分の確定申告書にその特別償却額又は割増償却額の繰越しに関する記載、明細書の添付等があるときは、その減価償却資産についてこれらの規定の適用を受けたものに該当することに留意する。</p> <p>(償却不足額の繰越しをする場合の償却限度額の計算)</p> <p>10の2～15共－2 措置法第10条の3第1項、第10条の4第1項、第10条の4の2第1項、第10条の5の3第1項、<u>第10条の5の4の2第1項</u>又は第11条から第15条までの規定による特別償却額又は割増償却額の償却不足額の繰越しをする減価償却資産につき、そのよるべき償却の方法として旧定率法、定率法又は取替法を採用している場合の償却不足額を生じた年の翌年分の当該減価償却資産の償却限度額の計算の基礎となる普通償却額は、その償却不足額が既に償却されたものとみなして旧定率法、定率法又は取替法により計算した場合の当該翌年分の普通償却額とする。</p>

第10条の5の3((特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)関係

(取得価額の判定単位)

10の5の3-4 措置法令第5条の6の3第3項に規定する機械及び装置又は工具、器具及び備品の1台又は1基の取得価額が160万円以上又は30万円以上であるかどうかについては、通常1単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体になって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。

(国庫補助金等をもって取得等した特定経営力向上設備等の取得価額)

10の5の3-5 措置法令第5条の6の3第3項に規定する機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備又はソフトウェアの取得価額が160万円以上、30万円以上、60万円以上又は70万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備又はソフトウェアが法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項に規定する国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受けるものであるときは、令第90条各号の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。

第10条の5の5((認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)関係

(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)

10の5の5-1 措置法第10条の5の5第1項に規定する認定導入事業者(以下第10条の5の5関係において「認定導入事業者」という。)が、その取得又は製作若しくは建設(以下第10条の5の5関係において「取得等」という。)をした同項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備(以下第10条の5の5関係において「認定特定高度情報通信技術活用設備」という。)を自己の下請業者に貸与した場合において、当該認定特定高度情報通信技術活用設備が専ら当該認定導入事業者のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該認定特定高度情報通信技術活用設備は当該認定導入事業者の営む事業の用に供したものとして取り扱う。

第10条の5の3((特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)関係

(取得価額の判定単位)

10の5の3-4 措置法令第5条の6の3第2項に規定する機械及び装置又は工具、器具及び備品の1台又は1基の取得価額が160万円以上又は30万円以上であるかどうかについては、通常1単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体になって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。

(国庫補助金等をもって取得等した特定経営力向上設備等の取得価額)

10の5の3-5 措置法令第5条の6の3第2項に規定する機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備又はソフトウェアの取得価額が160万円以上、30万円以上、60万円以上又は70万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備又はソフトウェアが法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項に規定する国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受けるものであるときは、令第90条各号の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。

第10条の5の4の2((認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)関係

(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)

10の5の4の2-1 措置法第10条の5の4の2第1項に規定する認定導入事業者(以下第10条の5の4の2関係において「認定導入事業者」という。)が、その取得又は製作若しくは建設(以下第10条の5の4の2関係において「取得等」という。)をした同項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備(以下第10条の5の4の2関係において「認定特定高度情報通信技術活用設備」という。)を自己の下請業者に貸与した場合において、当該認定特定高度情報通信技術活用設備が専ら当該認定導入事業者のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該認定特定高度情報通信技術活用設備は当該認定導入事業者の営む事業の用に供したものとして取り扱う。

(国庫補助金等の総収入金額不算入の適用を受ける場合の取得価額)

10の5の5-2 措置法第10条の5の5第3項に規定する税額控除限度額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を計算する場合において、認定導入事業者が取得等をした認定特定高度情報通信技術活用設備が、法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得等をされたもの又は同条第2項に規定する国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受けるものであるときは、当該認定特定高度情報通信技術活用設備の取得価額は、令第90条各号の規定により計算した金額による。

(注) 認定特定高度情報通信技術活用設備を事業の用に供した日の属する年（以下この項において「供用年」という。）において、当該認定特定高度情報通信技術活用設備を対象とした国庫補助金等の交付を受けていない場合で、個人が、税額控除限度額の計算の基礎となる取得価額を令第126条第1項各号に掲げる金額により申告したときは、供用年の翌年以後の各年分において法第42条第1項の規定を適用することはできないことに留意する。

第10条の5の6（(事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除)関係

(事業適応繰延資産に該当するもの)

10の5の6-1 措置法第10条の5の6第1項の情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用のうち繰延資産となるものには、同項の情報技術事業適応を実施するためにクラウドを通じて利用するソフトウェアの初期費用で令第7条第1項第3号ロに掲げるもの（資産の取得に要した金額とされるべき費用及び同条第2項に規定する前払費用を除き、支出の効果がその支出の日以後1年以上に及ぶものに限る。）が該当する。

(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)

10の5の6-2 措置法第10条の5の6第1項に規定する認定事業適応事業者が、その取得又は製作（以下第10条の5の6関係において「取得等」という。）をした同項又は同条第7項に規定する情報技術事業適応設備（以下第10条の5の6関係において「情報技術事業適応設備」という。）を自己の下請業者に貸与した場合において、当該情報技術事業適応設備が専ら当該認定事業適応事業者のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該情報技術事業適応設備は当該認定事業適応事業者の営む事業の用に供したのものとして取り扱う。同条第5項に規定する認定エネルギー利用環境負荷低減事

(国庫補助金等の総収入金額不算入の適用を受ける場合の取得価額)

10の5の4の2-2 措置法第10条の5の4の2第3項に規定する税額控除限度額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を計算する場合において、認定導入事業者が取得等をした認定特定高度情報通信技術活用設備が、法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得等をされたもの又は同条第2項に規定する国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受けるものであるときは、当該認定特定高度情報通信技術活用設備の取得価額は、令第90条各号の規定により計算した金額による。

(注) 認定特定高度情報通信技術活用設備を事業の用に供した日の属する年（以下この項において「供用年」という。）において、当該認定特定高度情報通信技術活用設備を対象とした国庫補助金等の交付を受けていない場合で、個人が、税額控除限度額の計算の基礎となる取得価額を令第126条第1項各号に掲げる金額により申告したときは、供用年の翌年以後の各年分において法第42条第1項の規定を適用することはできないことに留意する。

(新 設)

(新 設)

(新 設)

業適応事業者（以下第10条の5の6関係において「認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応事業者」という。）が、その取得又は製作若しくは建設をした同項に規定する生産工程効率化等設備等（以下第10条の5の6関係において「生産工程効率化等設備等」という。）を自己の下請業者に貸与した場合についても、同様とする。

(分割払の事業適応繰延資産)

(新 設)

10の5の6-3 個人が措置法第10条の5の6第3項又は第8項に規定する事業適応繰延資産となる費用を分割して支払うこととしている場合には、たとえその総額が確定しているときであっても、同条第3項の特別償却限度額又は同条第8項の繰延資産税額控除限度額は当該費用を支出した日の属する年において支出した金額を基礎として計算することとなり、当該金額に未払金の額を含めることはできないのであるが、分割して支払う期間が短期間（おおむね3年以内）である場合において、当該金額に未払金の額を含めることとしているときは、これを認める。

(国庫補助金等の総収入金額不算入の適用を受ける場合の取得価額)

(新 設)

10の5の6-4 措置法第10条の5の6第7項に規定する税額控除限度額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を計算する場合において、同条第1項に規定する認定事業適応事業者が取得等をした情報技術事業適応設備が、法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得等をされたもの又は同条第2項に規定する国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受けるものであるときは、当該情報技術事業適応設備の取得価額は、令第90条各号の規定により計算した金額による。措置法第10条の5の6第9項に規定する生産工程効率化等設備等税額控除限度額（以下この項において「生産工程効率化等設備等税額控除限度額」という。）を計算する場合における認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応事業者が取得又は製作若しくは建設をした生産工程効率化等設備等の取得価額についても、同様とする。

(注) 情報技術適応設備又は生産工程効率化等設備等を事業の用に供した日の属する年（以下この項において「供用年」という。）において、当該情報技術事業適応設備又は生産工程効率化等設備等を対象とした国庫補助金等の交付を受けていない場合で、個人が、税額控除限度額又は生産工程効率化等設備等税額控除限度額の計算の基礎となる取得価額を令第126条第1項各号に掲げる金額により申告したときは、供用年の翌年以後の各年分において法第42条第1項の規定を適用することはできないことに留意する。

第25条の2（青色申告特別控除）関係

第25条の2（青色申告特別控除）関係

(55万円又は65万円の青色申告特別控除)

25の2-4 措置法第25条の2第3項、第4項及び第6項の規定による青色申告特別控除は、確定申告書に記載されている不動産所得の金額又は事業所得の金額が、修正申告又は更正(再更正を含む。)により異動することとなったため当該確定申告書に記載されている青色申告特別控除額にも異動が生ずることとなった場合には、その異動後の控除額によりこれらの所得の金額を計算することに留意する。

(適用届出書の提出期限)

25の2-5 措置法第25条の2第4項第1号の規定による青色申告特別控除の適用を受けるためには、措置法規則第9条の6第5項に規定する適用届出書を措置法第25条の2第6項に規定する提出期限までに提出しなければならないことに留意する。

(55万円又は65万円の青色申告特別控除における確定申告書の提出期限の意義)

25の2-6 措置法第25条の2第4項第2号及び第6項に規定する「提出期限」とは、措置法第2条第1項第14号((用語の意義))に規定する確定申告期限をいうことに留意する。

(注) 措置法第2条第1項第14号に規定する確定申告期限とは、法第120条第1項((確定所得申告))(法第166条((申告、納付及び還付))において準用する場合を含む。)の規定による申告書の提出期限をいい、年の中途において死亡し、又は出国をした場合には、法第125条第1項((年の途中で死亡した場合の確定申告))又は法第127条第1項((年の途中で出国をする場合の確定申告))(これらの規定を法第166条において準用する場合を含む。)の規定による申告書の提出期限をいうのであるから、法第122条第1項((還付等を受けるための申告))の規定による申告書その他提出期限のない申告書を提出する者であっても、措置法第25条の2第3項の規定の適用を受けるためには、その年の確定申告期限までに当該申告書を提出する必要があることに留意する。

第41条の19の4((認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除))関係

(税額控除等の順序)

41の19の4-4 税額控除等は、次に掲げる順序により行うものとする。

- (1) 措置法第25条第1項の規定による肉用牛の売却による農業所得の免税
- (2) 法第92条の規定による配当控除
- (3) 措置法第10条の規定による試験研究を行った場合の所得税額の特別控除
- (4) 措置法第10条の3の規定による中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除

(55万円及び65万円の青色申告特別控除)

25の2-4 措置法第25条の2第3項、第4項及び第6項の規定による青色申告特別控除は、確定申告書に記載されている不動産所得の金額又は事業所得の金額が、修正申告又は更正(再更正を含む。)により異動することとなったため当該確定申告書に記載されている青色申告特別控除額にも異動が生ずることとなった場合には、その異動後の控除額によりこれらの所得の金額を計算することに留意する。

(新 設)

(新 設)

第41条の19の4((認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除))関係

(税額控除等の順序)

41の19の4-4 税額控除等は、次に掲げる順序により行うものとする。

- (1) 措置法第25条第1項の規定による肉用牛の売却による農業所得の免税
- (2) 法第92条の規定による配当控除
- (3) 措置法第10条の規定による試験研究を行った場合の所得税額の特別控除
- (4) 措置法第10条の3の規定による中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除

- (5) 措置法第10条の4の規定による地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (6) 措置法第10条の4の2の規定による地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (7) 措置法第10条の5の規定による地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除
- (8) 措置法第10条の5の3の規定による特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (9) 措置法第10条の5の4の規定による給与等の支給額が増加した場合の所得税額の特別控除
- (10) 措置法第10条の5の5の規定による認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の所得税額の特別控除
- (11) 措置法第10条の5の6の規定による事業適応設備を取得した場合等の所得税額の特別控除
- (12) 措置法第41条の規定による住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除（措置法第41条の3の2の規定による特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例を含む。）
- (13) 措置法第41条の18の3の規定による公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除
- (14) 措置法第41条の18の2の規定による認定特定非営利活動法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除
- (15) 措置法第41条の18の規定による政治活動に関する寄附をした場合の所得税額の特別控除
- (16) 措置法第41条の19の2の規定による既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除
- (17) 措置法第41条の19の3の規定による既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除
- (18) 措置法第41条の19の4の規定による認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除
- (19) 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第2条の規定による所得税の額の軽減又は免除
- (20) 法第93条及び第165条の5の3の規定による分配時調整外国税相当額控除
- (21) 法第95条及び第165条の6の規定による外国税額控除

- (5) 措置法第10条の4の規定による地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (6) 措置法第10条の4の2の規定による地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (7) 措置法第10条の5の規定による地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除
- (8) 措置法第10条の5の3の規定による特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (9) 措置法第10条の5の4の規定による給与等の支給額が増加した場合の所得税額の特別控除
- (10) 措置法第10条の5の4の2の規定による認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の所得税額の特別控除
- (11) 措置法第41条の規定による住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除（措置法第41条の3の2の規定による特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例を含む。）
- (12) 措置法第41条の18の3の規定による公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除
- (13) 措置法第41条の18の2の規定による認定特定非営利活動法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除
- (14) 措置法第41条の18の規定による政治活動に関する寄附をした場合の所得税額の特別控除
- (15) 措置法第41条の19の2の規定による既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除
- (16) 措置法第41条の19の3の規定による既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除
- (17) 措置法第41条の19の4の規定による認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除
- (18) 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第2条の規定による所得税の額の軽減又は免除
- (19) 法第93条及び第165条の5の3の規定による分配時調整外国税相当額控除
- (20) 法第95条及び第165条の6の規定による外国税額控除